

# 川崎市にお住まいの保護者のみなさま

## 保育を必要とする事由の見直しについて

令和3年4月より、幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育料の無償化を受けるための「保育を必要とする事由（就労）」の見直しを行います。認定を希望される方は、次のとおり申請を行ってください。

### 1 変更内容

#### 保育を必要とする事由（就労）

預かり保育 利用日	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
要件	1日4時間以上 かつ 月16日以上 の就労	月64時間以上の就労

### 2 対象となる方

私学助成幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に通い、預かり保育料の無償化を受けるため、子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号の認定を希望する方（新2号認定子ども又は新3号認定子ども）

### 3 申請方法

認定申請書（B）及び必要となる添付書類（就労証明書等）は園を通して市へ提出

申請に必要なの様式は、  
こちらからダウンロード  
してください。



↓  
補助金関係の書類は、  
法人本部 会計課に  
直接提出ください。

※認定期間について、さかのぼって認定することができないため、認定を希望する日<sup>※1</sup>までに市へ御提出をお願いいたします。

※1 認定を希望する日：利用開始予定日や保育を必要とする事由が発生した日

↓  
4月からの認定を希望される方は  
3月中に法人本部 会計課に  
書類を提出ください。

#### 【問合せ先】

川崎市幼保無償化事務センター

TEL (044) 246-2025 受付時間：10:00~19:00

(土日祝日・年末年始を除く)